

第3章

安全で快適な魅力あるまちづくり

- 1 道路
- 2 公共交通
- 3 市街地整備
- 4 住宅
- 5 都市景観
- 6 港湾・海岸
- 7 河川・排水
- 8 消防・救急
- 9 防災
- 10 防犯
- 11 交通安全

1 道路

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

幹線道路が整備され、地域間を安全で快適に移動できます。

人と環境にやさしい生活道路、歩行空間ネットワークを形成しています。

現状と課題

- ・本市には、国道 23 号をはじめ国道 4 路線、主要地方道 1 路線、一般県道 13 路線、一級市道 79 路線、二級市道 47 路線があります。
- ・市内の東西主要交通軸は長年にわたり慢性的渋滞を繰り返し、時間的・経済的損失を生じています。国道 23 号蒲郡バイパス(名豊道路)は都市間を結ぶ地域高規格道路として計画され、市内において工事が進行中です。地域経済の活性化・持続的な発展を図るため、早期の整備を進める必要があります。地域高規格道路をはじめとする幹線道路ネットワークが形成されることにより、都市間移動が容易かつ高速化し、自治体の連携による効率的な行政運営を支える基盤が求められています。
- ・高齢化社会等による人口減少時代を迎え、地域の衰退・活力低下が懸念されています。通勤・通学や通院など日常の暮らしを支え、救急活動に不可欠な道路網を計画的に整備し活力維持を下支えします。
- ・本市は県内有数の観光都市として、三河湾国立公園を代表として県内外から多くの観光客が訪

- れます。本市に多く残る豊かな自然景観を地域資源と捉え、景観に配慮した道づくりを行い、「質の高い景観」の提供を目指します。また、ユニバーサルデザイン、無電柱化など、ゆとりのある歩行空間の整備を進める必要があります。
- ・集中的に整備された道路資本の老朽化の時期を迎え、その維持管理及び更新は社会問題となりつつあります。適切な管理計画による施設の長寿命化を図るとともに、維持管理面のコスト縮減が課題となっています。また、多様化する行政ニーズに対応するため、維持管理を地域住民・NPOなど「新しい公共の担い手」に開放し、協働を積極的に進める必要があります。
- ・近年、東海地震をはじめとする大規模な地震災害が懸念されています。災害を最小限に留め社会生活を継続できる地域を構築するため、災害時に緊急輸送路として機能する道路の整備をはじめ、橋梁などの道路構築物の耐震化が求められています。

【施策の体系】

1	道路整備の促進
	幹線道路の整備 生活道路の整備
2	人と景観に配慮した道路整備
	景観に配慮した道路整備 ゆとりのある歩行空間の整備
3	管理体制の充実
	計画的な維持管理 災害に強い道路整備 協働型維持管理の推進
4	基幹ネットワークによる新たな連携

施策の内容

1 道路整備の促進

幹線道路の整備

- ・市内の交通渋滞を緩和し、産業経済活動の活性化を図るため、幹線道路ネットワークである国道 23 号蒲郡バイパス、国道 247 号中央バイパスの事業主体である国、県を支援し、早期供用開始及び全線開通を促進します。

生活道路の整備

- ・土地区画整理事業による計画的な道路整備を進めます。日常の暮らしを支える道路網の整備を進めるとともに、交通事故多発交差点など危険箇所の解消を図り、安全で快適な移動を実現します。

【主な取組】

- ・国、県の事業支援
- ・関連する事業の推進
- ・土地区画整理事業の推進
- ・都市計画道路の整備推進
- ・狭あい道路の改良

2 人と景観に配慮した道路整備

景観に配慮した道路整備

- ・地域の特徴を活かした道路景観を模索し、住民が愛着を感じ、観光客には蒲郡らしさを感じられる「質の高い景観」を整備します。

ゆとりのある歩行空間の整備

- ・人が集中する地区、駅周辺を中心に歩行空間の段差解消、街路樹の植栽、自転車道の整備を図り、安全で快適な移動を可能にします。

【主な取組】

- ・歩行空間の適正な配置
道路構造令の見直し
- ・無電柱化の推進
- ・歩道のバリアフリー化

3 維持管理体制の充実

計画的な維持管理

- ・急増する道路資本の老朽化に対処するため、計画的な維持管理を行い、サービス水準の維持を図ります。

災害に強い道路の整備

- ・災害時に緊急輸送道路として機能し、すみやかに復旧活動が行われるよう橋梁などの耐震化を図ります。

協働型維持管理の推進

- ・多様化・複雑化するニーズにこたえるため、「新しい公共の担い手」との協働による維持管理体制の確立を目指します。

【主な取組】

- ・橋梁の長寿命化修繕事業
- ・緊急輸送道路の整備
- ・協働型維持管理の推進
- ・アダプトプログラム制度推進

4 幹線道路ネットワークによる地域連携

- ・この地方では新東名高速道路をはじめとする新たな幹線が整備されつつあります。スムーズな地域間・都市間移動には国道 473 号などの基幹ネットワークの形成が必要不可欠です。

- ・幹線道路ネットワークによる産業面・観光面などの活性化とともに、地域分権時代を迎え、自治体連携による行政運営の効率化が求められています。幹線道路ネットワークの見直しと再構築を計画します。

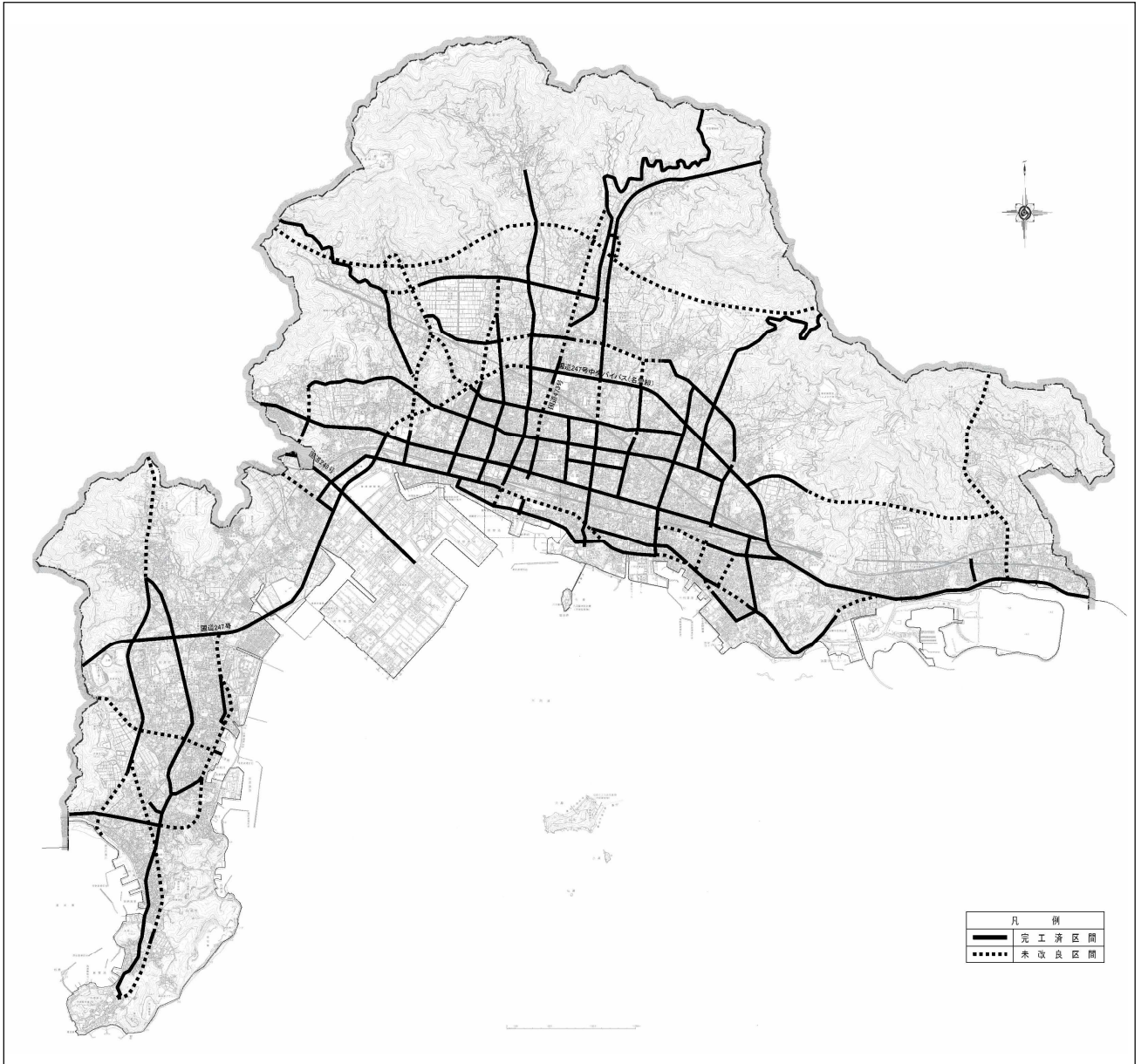
【主な取組】

- ・都市計画道路の見直し
- ・新たな幹線道路の計画

【関連する計画等】

- ・蒲郡市都市計画マスタープラン（平成 19 年度～平成 34 年度）
- ・蒲郡市地区景観基本計画（平成 9 年度）

主要道路網図



主要事業

	事業名	概要
幹線道路整備事業	国道 23 号蒲郡バイパス	延長 6,800m、幅員 20.5m
	国道 247 号中央バイパス区間	延長 1,920m、幅員 24.0m
	国道 473 号	延長 1,810m、幅員 10.5m
	県道三ヶ根停車場拾石線	延長 450m、幅員 16.0m
	竹谷柏原線	延長 2,090m、幅員 25.0m
	大塚金野線	延長 2,650m、幅員 18.0m
	蒲郡環状線	延長 850m、幅員 12.0m
	柏原神ノ郷線	延長 210m、幅員 12.0m
	(仮)形原西浦線	延長 870m、幅員 16.0m
	豊岡大塚線	延長 2,770m、幅員 14.3m
	幡豆線	延長 650m、幅員 12.0m
	五井線	延長 440m、幅員 12.0m

2 公共交通

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

子どもや高齢者らが安心して移動することのできる公共交通体系が確立されています。地域で創り、守り、育てあげる持続性の高い公共交通体系が形成されています。

【施策の体系】

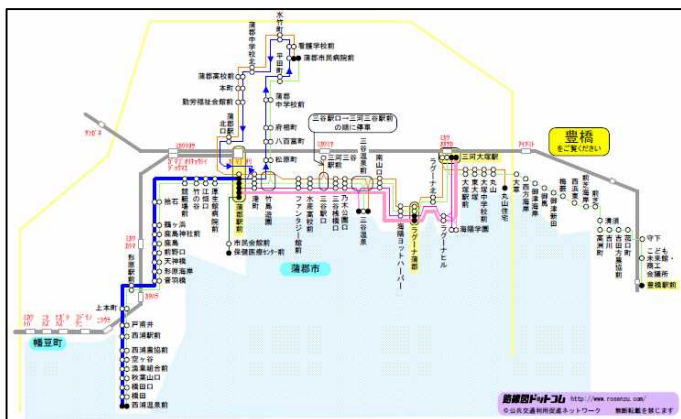
1	協議会と連携計画の策定 市民参加による組織づくり 総合連携計画の策定
2	公共交通の利用促進 鉄道事業との連携 バス交通の利便性の向上
3	交通不便地域の対策

現状と課題

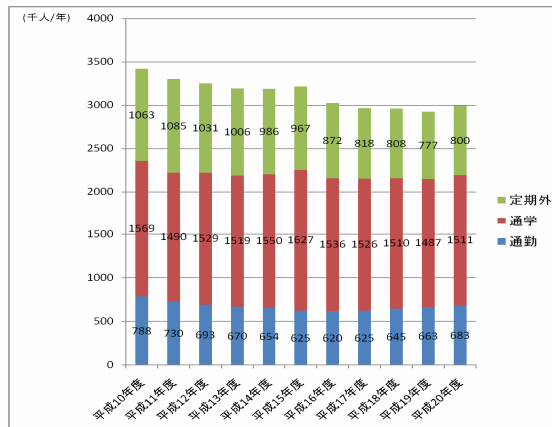
- 公共交通機関として鉄道のJR東海道本線、名鉄西尾・蒲郡線が市の東西を横断しており、そこへ通じる交通機関として、路線バス、タクシーなどがあります。しかし市の北部、特に山間部には公共交通空白地域が広がっており、この空白地域の早期解消が必要です。
- モータリゼーションの進展に伴い、名鉄西尾・蒲郡線をはじめ、市内の公共交通利用者は減少し、公共交通事業者の経営が圧迫され、公共交通事業者に任せているだけでは、地域が必要とする公共交通サービスを確保することが難しくなっています。このため行政は社会資本整備として公共交通に取り組む必要があります。
- 高齢化が進み、自由な移動が困難な高齢者が増えることが予想されます。このような移動制約者が健康で文化的な生活を営むために対策を講ずる必要があります。

- 本市では、交通サービス維持のため市内のバス路線に対し支援を行っています。また名鉄西尾・蒲郡線の存続に向けて関係機関と協議を重ねています。
- 平成19年10月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行され、各地域において協議・計画づくりの場を活用したよりよい公共交通を実現するための積極的な取り組みが求められています。
- 公共交通機関の利用がもたらす様々なまちづくり施策へのメリットを再認識する必要があります。
- 地球温暖化、ヒートアイランド対策などの環境問題からも過度のマイカー依存を見直し、環境にやさしい公共交通への転換を図る必要があります。

市内の公共交通の路線図



名鉄西尾・蒲郡線（西尾駅～蒲郡駅）の輸送人員



施策の内容

1 協議会と連携計画の策定

市民参加による組織づくり

- ・公共交通事業者や市民及び関係機関等で協議会を設置します。
「地域公共交通総合連携計画」の策定
- ・地域のニーズにあった持続可能な交通サービスの提供を図るため、
「地域公共交通総合連携計画」を策定します。
- ・計画を策定し、鉄道、路線バス、タクシーがそれぞれの特性を活かした、バランスのとれた公共交通体系を確立します。
- ・市内の公共交通機関の体系を見直し、交通事業者や民間企業、そして市民と協働して総合的な交通体系を構築します。

【主な取組】

- ・地域公共交通総合連携計画の策定
将来にわたり市の総合的な公共交通体系を確立するための計画を策定します。

2 公共交通の利用促進

鉄道事業との連携

- ・交通結節点として駅周辺の都市基盤整備を推進します。
- ・鉄道、自動車の両方の利便性を向上させることができるパーク（キス）&ライド事業を促進します。
- ・沿線で行われるイベントなどの際には鉄道を利用するよう各種団体に働きかけを行います。
- ・名鉄西尾・蒲郡線の必要性を沿線自治体の住民に再認識してもらうため、広報紙などで定期的に鉄道の必要性を周知します。加えて、住民と連携した応援活動などを通して、住民の意識の向上を図ります。

バス交通の利便性の向上

- ・公共交通空白地域のバス路線確保のため、道路整備を推進します。
- ・利便性の高いバス路線構築のため、住民と連携し公共交通事業者と協議していきます。
- ・近隣市町との連携を図り、それぞれの地域の特性に沿った利便性の高い交通網を検討します。

【主な取組】

- ・塩津駅前広場整備事業
塩津駅前広場を整備し、交通結節機能を高めます。
- ・名鉄西尾・蒲郡線対策協議会
国や県、そして沿線自治体で名鉄西尾・蒲郡線の維持存続に向けて必要な事項を協議する会議を開催します。
- ・市民まるごと赤い電車応援団
名鉄西尾・蒲郡線の存続を願う市民団体へ助成を行い、利用促進と意識の向上を図ります。
- ・国道247号中央バイパス整備事業

3 交通不便地域の対策

- ・公共交通空白地域の早期解消を図ります。
- ・公共交通サービス確保のため、必要に応じて公共交通機関を支援します。

【主な取組】

- ・公共交通体系整備事業
移動制約者をはじめとする市民の生活交通手段を確保するため、公共交通機関への助成措置を行います。
- ・高齢者の足確保事業

3 市街地整備

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

様々な都市機能の集積を進め、コンパクトなまちになっています。

豊かで快適な都市生活が実現し、利用価値の高い良質な市街地になっています。

現状と課題

- ・都市基盤が貧弱で利用価値が低く、防災上あるいは住環境の悪化等が見られた市街地などにおいて、土地区画整理事業を施行し、これまでに10箇所 217.83ha が完成し、居住環境の改善に努めてきました。現在も4箇所で施行しています。
- ・郊外における大規模店舗の立地や市民病院の移転等により自動車への依存が高まり、逆に駐車場等を十分確保できない中心市街地では、商業施設などの減少や低未利用地の散在などで都市機能が低下しています。そのため、街なかに都市機能の集積を図り、生活拠点として再生し、歩いて暮らせるコンパクトな都市構造への転換を押し進める必要があります。

蒲郡羽栗池東地区（土地区画整理事業）

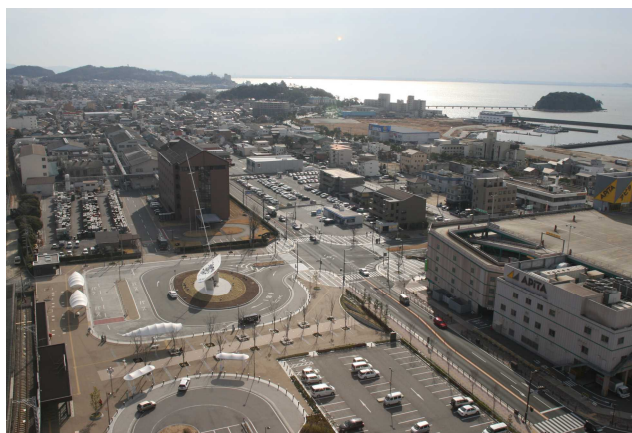


【施策の体系】

1	都市基盤整備の推進 土地区画整理事業による整備 低未利用地における整備
2	中心市街地の活性化 再開発事業の推進 歩いて暮らせる都市基盤施設の整備 人が集まる仕掛けづくり
3	密集市街地の解消
4	土地の有効利用の促進
5	快適な都市基盤施設の拡充

- ・都市の発展と地球環境への配慮が、相反するものでなく、共生を求められる現代社会において、環境的に持続可能な交通(E S T)の実現に向けた都市基盤整備の取り組みが期待されています。
- ・道路幅員が狭い密集地域については、防災上の危険性や利便性が課題となっていますが、解決に至らないことが多く、空洞化が目立ちはじめ、街区の改善が求められています。
- ・第三次総合計画以降、蒲郡駅南都市軸西地区における市街地再開発事業及び南北駅前広場の再整備が完了し、バリアフリー等にも配慮されたまちの新しい拠点となっています。

蒲郡駅南周辺



施策の内容

1 都市基盤整備の推進

土地区画整理事業による整備

- ・「安全な生活道路の確保」「災害に対応できる基盤づくり」「公園・緑地用地の確保」等を目的とし、土地区画整理事業を適切に施行し、更なる生活環境の改善及び住宅地の供給を推進します。

低未利用地における整備

- ・産業構造や生活様式の変化等によって生じた市街化区域内に存在する未整備地区や低未利用地について、土地利用転換と都市基盤施設の再編を図るため、市民と協働で市街地整備を推進します。

【主な取組】

- ・土地区画整理事業
(公共・組合・区画整理会社・個人)

2 中心市街地の活性化

生活拠点として中心市街地を再生し、コンパクトな都市構造への転換を図ります。

再開発事業の推進

- ・中心市街地に都市機能を集積した複合市街地を、市民と協働で整備することで魅力ある都市拠点を形成します。

歩いて暮らせる都市基盤施設の整備

- ・歩行者や自転車などが、駅周辺や街なかを快適に移動できる環境整備を推進します。

人が集まる仕掛けづくり

- ・中心市街地へ集客を高めることを目的とし、賑わいを創出するソフト事業を公共交通など他事業と連携して推進します。

【主な取組】

- ・市街地再開発事業
- ・駅前広場整備事業
- ・自転車駐車場等の整備
- ・暮らし賑わい再生事業

3 密集市街地の解消

- ・都市基盤が未整備のまま木造住宅等が密集した、防災上危険な市街地で、住宅や防災など他事業との連携を図り、既存のコミュニティの維持や地域住民の住生活再建等に配慮しつつ、安全・安心な市街地環境の整備・改善を推進します。

【主な取組】

- ・防災街区整備地区計画
- ・生活道路改修事業
- ・住宅市街地総合整備事業
- ・老朽住宅除却事業
- ・土地区画整理事業

4 土地の有効利用の促進

- ・地域の特性を活かした持続あるまちづくりを推進するため、発展の基礎となる土地の有効利用を促進します。

【主な取組】

- ・都市計画マスタープラン
- ・用途計画の見直し

5 快適な都市基盤施設の拡充

- ・都市空間においては、あらゆる人に配慮したユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

【主な取組】

- ・公共施設等のユニバーサルデザイン導入事業

【関連する計画等】

- ・都市計画マスタープラン（平成 19 年度～平成 34 年度）
- ・都市再生整備計画（平成 22 年度～平成 26 年度）
- ・土地区画整理事業計画（蒲南・中部・駅南・羽栗池東地区）

4 住宅

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

誰もが住宅確保や快適な生活を営む上で困ることなく、安心して暮らし続けています。

民間事業者と市が協力し、既存の住宅や土地を有効活用し、誰もが住みやすいように住宅が増えています。

現状と課題

- ・本市は、昭和 30 年代から土地区画整理事業などの基盤整備により宅地の利用増進を図るとともに、新たな宅地を確保するため、丘陵地の開発や臨海部の埋め立てを推進してきました。
- ・現在、本市の総人口は緩やかに減少を続けており、人口減少が続いていくと想定されています。
- ・平成 20 年ごろまで西三河で好調であった自動車産業の影響で人口の転入や定住が見られましたが、平成 21 年に入り景況の急激な悪化により、転入による住宅需要の先行きが不透明になりました。
- ・全体的には人口減少社会の中にあって、市内に住んでいる人の円滑な住み替え、市内定住を維持していくことが第一の課題です。
- ・世帯分離が進んでおり、平成 19 年には 1 世帯当たり 3.0 人を切りました。人口は減少傾向ですが、今後も世帯数や住宅戸数は増加傾向にあります。
- ・本市は高齢化率が県内都市部の中で相対的に高く、高齢者が安心して住み続けることができる住宅の供給や居住サービスが課題です。
- ・市営住宅においては老朽化により建て替えが必要な住宅があり、高齢者や低所得者が安心して住み続けることができるようセーフティネットとしての市営住宅のあり方と整備方を検討することが課題です。

- ・本市は東海地震の地震防災対策強化地域や、東南海・南海地震の地震防災対策推進地域に指定されるなど大規模地震の被害の危険性が高い地域です。被災した際の死者数及び経済被害を軽減するためにも住宅の耐震化を押し進める必要があります。
- ・平成 18 年度に「住生活基本法」が施行され、愛知県では「愛知県住生活基本計画」が策定されました。これに伴い本市では、平成 10 年に策定した「蒲郡市住宅マスタープラン」の見直しを平成 22 年に行い、住みよい住宅と良好な住環境の形成を計画的に推進しています。

公営住宅一覧

区分	箇所数	戸数	高齢者用住宅	
			戸数	割合(%)
蒲郡市営住宅	9 箇所	390 戸	14	3.6
蒲郡市特定優良賃貸住宅	2 箇所	32 戸	0	0
愛知県営住宅	3 箇所	444 戸	32	6.6
雇用促進住宅	1 箇所	120 戸	0	0

【施策の体系】	
1	公営住宅整備 市営住宅の整備 居住支援策の検討
2	優良な住宅供給 住宅相談機能の充実 公的支援制度の充実と活用促進 定住環境に優れた住宅の誘導
3	良質な住環境の形成 計画的な住環境整備 景観ガイドラインの策定

施策の内容

1 公営住宅整備

高齢者や障がい者、低所得者などで、真に住宅に困窮する市民に対して、市営住宅の提供を図り、セーフティネットの機能を高めます。

市営住宅の整備

- ・老朽化した市営住宅の長寿命化を念頭に入れた建て替え及び改修を計画的に進め、住空間の質・量の向上を図り、高層化による良質な住環境の整備を推進します。また、不足している高齢者向け公共賃貸住宅を増やします。

居住支援策の検討

- ・民間からの借上げ市営住宅や家賃補助についても検討し、市営住宅の量的確保を図ります。

【主な取組】

- ・シルバー特定公共賃貸住宅の整備
- ・市営住宅の建替え・統廃合
- ・居住支援策の検討

2 優良な住宅供給

住宅相談機能の充実

- ・住宅の新築やリフォームをする場合に、正しい情報が提供され住宅相談の要望にもこたえることができるよう、また、長期優良住宅や省エネ基準住宅の普及を促進するため、民間・業界団体などと連携し情報提供を行い、支援します。

公的支援制度の充実と活用促進

- ・住宅の耐震化やバリアフリー化などの助成制度の普及を図り、活用を促進します。また、太陽光発電や雨水利用など、環境にやさしい住宅の導入を支援します。

定住環境に優れた住宅の誘導

- ・民間事業者による駅周辺へのマンション建設等の誘導や空き家利用による多様なタイプの住宅の誘導、高齢者向け住宅の供給等民間活力を活用した定住環境に優れた住宅供給を支援します。

【主な取組】

- ・住宅の耐震改修の推進
- ・住宅相談の充実
- ・新エネ・省エネ機器の導入支援
- ・民間事業者のコーディネート
- ・空き家活用の支援

3 良質な住環境の形成

計画的な住環境整備

- ・土地区画整理事業と連携し住環境の整備を進めることで、住宅建設を促進します。

- ・地区計画や建築協定など良好な居住環境に資する整備手法の情報提供に努め、市民主体の住環境整備を促進します。

- ・建築上有効とされない狭あい道路の整備を推進し、密集市街地における安全を確保します。

景観ガイドラインの策定

- ・本市のイメージと調和した住宅の景観形成を誘導するために、景観ガイドラインを策定します。

【主な取組】

- ・地区計画・建築協定の導入
- ・狭あい道路整備の推進
- ・景観ガイドラインの策定

【関連する計画等】

- ・蒲郡市耐震改修促進計画（平成 20 年 2 月策定）
- ・蒲郡市住宅マスタープラン[蒲郡市住生活基本計画]（平成 22 年度～平成 32 年度）

5 都市景観

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

三河湾や山並みの自然の中で、良好な都市景観がゆとりとうるおいを与えてくれます。

市民と企業、行政が協力し、地区の特色を活かした景観形成に取り組んでいます。

現状と課題

- ・都市の景観は、その都市が持つ固有の自然・地勢等を基礎的な条件として、幾世代にもわたる歴史の変遷の中で、各時代の人々の営みの積み重ねによって形成されてきました。加えて、現代の地域社会における様々な都市活動や市民生活を反映したものとして形づくられているものといえます。
- ・景観とは、山・川といった自然物や道路・建築物等の人工的な構築物等により形成され、それらの場における、市民の日常の営み、祭りやイベント、各種の活動等を反映し、全ての社会活動を表象したものを含むものと考えられます。
- ・景観は都市や地区のイメージを左右し、市のアイデンティティ(らしさ)の基本となるものであるといえます。
- ・今後、開発から環境を重視した時代へと変化していく中で、より良好な都市景観を形成するために、市民意識の高揚と市民の理解、協調が必要であり、一層の啓発に努めていく必要があります。
- ・明治33年(1900年)に発表された鉄道唱歌で「東海道にすぐれたる、海のながめは蒲郡」と歌われたほど美しい景観を形成していました。
- ・観光交流都市として、蒲郡連山や三河湾に代表される豊かな自然景観を素地として、その上に良好な都市景観を形成することにより、市民と観光客の心を癒し、うるおいを与えることが、本市の個性であり大きな魅力であるといえます。
- ・都市には、安全性、利便性に加え、美しさが重要です。蒲郡を実感できる美しい景観形成は市民の誇りと愛着を取り戻します。

竹島周辺での憩いの風景



蒲郡八景第2集より

美しい風景が広がる三河湾



第3回蒲郡都市景観賞より

【施策の体系】

1 都市景観の形成
景観計画と景観条例 屋外広告物の規制 地区計画と建築協定
2 都市景観の整備
魅力ある都市空間の整備 公共事業における景観整備 無電柱化の推進 緑とオープンスペースの確保

施策の内容

1 都市景観の形成

景観条例の制定と景観計画の策定

- ・本市にふさわしい都市景観の維持・保全と創出を目指し、景観条例の制定と景観計画の策定に努めます。
- ・観光地、駅前、海岸周辺や海からの眺めなど様々な地区において、その特色を活かした景観形成を図ります。

屋外広告物の規制

- ・派手な看板や電飾看板は街のイメージを低下させ、美観を損ねます。市民にとって広告物等による情報は必要なものですが、街の美観を維持するためにも屋外広告物の色彩の統一や大きさの統制等の制限を課して、街並みと調和がとれる規制を強化していきます。

地区計画や景観協定の活用

- ・市民が主体となって、まちづくりの計画やルールを策定し、都市景観の向上を図るとともに、地域の活性化にも貢献します。

【主な取組】

- ・景観計画の策定
- ・景観条例の制定の検討
- ・屋外広告物の規制
- ・地区計画、景観協定の策定

2 都市景観における整備

魅力ある都市空間の整備

- ・魅力ある都市空間の形成に向け、中心市街地における土地区画整理事業等の市街地整備を推進します。
- ・海と調和したまちの形成と市民の憩いの場として、ウォーターフロントの景観整備に努めます。

公共事業における景観整備

- ・中心市街地において、統一されたデザインの公的サイン（案内看板）の設置を行います。
- ・道路、河川、公園、海岸などの公共工事において、地域の特性に合わせた景観整備を行います。

無電柱化の推進

- ・都市景観の向上を図るとともに、安全で快適な歩行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興、地域活性化等の観点からも、道路から電柱電線を無くす無電柱化を推進します。

緑とオープンスペースの確保

- ・魅力ある都市景観を形成するためには、緑とオープンスペースの確保は不可欠であり、優良な民有地緑化に対する助成や都市公園の整備を推進します。

【主な取組】

- ・蒲郡駅南土地区画整理事業

- ・公的サイン整備事業
- ・公共事業の景観整備

- ・電線類無電柱化事業

- ・蒲郡市緑化事業助成金交付制度
あいち森と緑づくり税を活用した
都市緑化推進事業
- ・都市公園整備事業

【関連する計画等】

- ・蒲郡市都市景観基本計画（平成 8 年度）、蒲郡市地区景観基本計画（平成 9 年度）
- ・蒲郡市都市計画マスタープラン（平成 19 年度～平成 34 年度）
- ・緑の基本計画（平成 23 年度～平成 34 年度）

6 港湾・海岸

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

港湾施設の整備と機能の充実を図り、国際競争力の高い港湾として活用されています。

みなとが人々の交流の場として賑わっています。

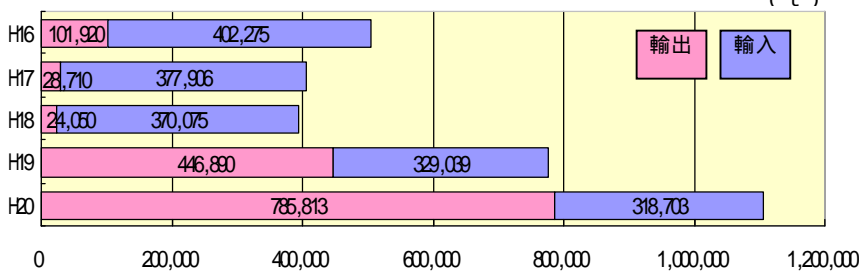
【施策の体系】	
1	港湾物流機能の強化
2	賑わいのある“みなと”づくりの推進
3	海洋性レクリエーション機能の充実
滞在型観光拠点の整備推進 海岸環境の整備促進 海からの眺めを考慮した総合的な景観づくりの促進	

現状と課題

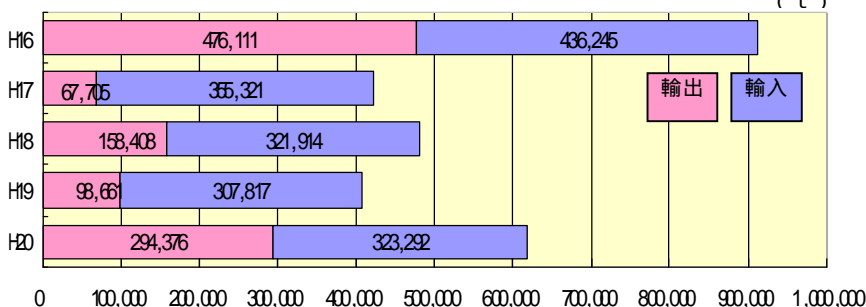
- ・三河港蒲郡地区は、昭和41年に国際貿易港の指定を受け、物流拠点、地域産業の重要な場として発展しています。また、西浦地区の倉舞港は、昭和31年に地方港湾の指定を受けて以来、市の管理港として地域産業の発展に寄与しています。
- ・物流コストの削減や物流品目の多様化により輸送船舶の大型化が進んでいます。三河港の背後に位置する工業地帯の国際競争力強化のためにも、大型岸壁を持つふ頭の整備やポートセールスの支援などが必要です。

- ・竹島ふ頭エリアは、人々の賑わいや交流をつくりだす“みなと”として中部地方で初めて「みなとオアシス」の認定を受けました。普段は地域の魅力づくりに貢献できる“みなと”として、災害時には災害情報拠点及び海上からの物資輸送拠点となる“みなと”として、さらなるサービスの提供と施設の充実が求められています。
- ・蒲郡の持つ豊かな自然環境を有効活用し、観光交流都市としてふさわしい海辺の景観形成やレクリエーション施設の整備が求められています。

三河港蒲郡地区 外国貿易数量の推移 (t)

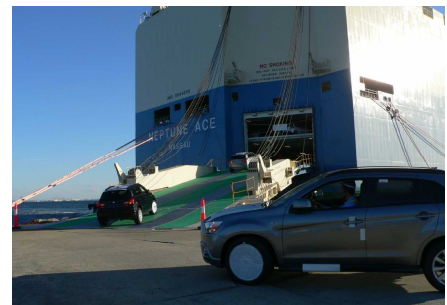


三河港蒲郡地区 国内貿易数量の推移 (t)



出典：三河港統計年報

三河港蒲郡地区



大型専用岸壁予定地



施策の内容

1 港湾物流機能の強化

- ・蒲郡をはじめ三河港の背後に位置する工業地帯の国際競争力強化のため、蒲郡航路の整備、大型船用岸壁、防波堤等の施設整備を促進します。
- ・利用促進による三河港の貨物量拡大のため、「はしご状幹線道路網」の早期完成を目指して、積極的に支援・協力していきます。
- ・地域産業のさらなる発展を目指して、三河港のポートセールスを支援し、利用者のニーズに対応した港湾機能の充実を図ります。
- ・鉄道との連携、輸配送の共同化など環境負荷が少ないとされる複合一貫輸送ターミナルに対応するため、多様な関係者との連携に努めます。
- ・港湾施設の老朽化に対処するため、計画的な維持管理を行い、サービス水準の維持を図ります。

【主な取組】

- ・三河港蒲郡地区公有水面埋立事業
ふ頭用地 14ha 緑地 4ha 水深 -11m 岸壁整備
- ・倉舞港長寿命化事業

2 賑わいのある“みなと”づくりの推進

- ・「みなとオアシスがまごおり」の海上物資輸送拠点としての機能を充実させるため耐震岸壁の整備や防波堤の見直し、ヘリポートの設置、さらに、輸送ルートとなる緊急輸送道路の整備など、総合的な事業の推進に努めます。
- ・竹島ふ頭東側地区では、平成 22 年に整備した多目的広場を活用し、市民や NPO などと協力しながら新たなイベントやサービスの提供を図ります。
- ・竹島地区を中心とする三河港蒲郡地区では、さらなる賑わいの創出のため、「三河港ポートルネッサンス 21 計画」を見直し、竹島ふ頭を中心とする「みなとオアシスがまごおり」や竹島ふ頭西側地区の「蒲郡インナーハーバー計画」などとも調整しながら、海の玄関口としてふさわしい“みなと”の実現を目指します。

【主な取組】

- ・耐震岸壁の整備
- ・三河港ポートルネッサンス 21 計画の見直し

3 海洋性レクリエーション機能の充実

滞在型観光拠点の整備促進

- ・滞在型リゾートの実現に向け、海洋性レクリエーションの一大拠点である大塚地区のラグーナ蒲郡を中心に、関連施設の整備を促進します。
- ・滞在型観光推進のため、温泉等保養施設が立地する西浦地区の整備を検討します。

海岸環境の整備促進

- ・西浦地区の倉舞港では、周辺の美しい自然環境をいかながら、砂浜や天然海岸を保全し、景観に優れた海岸環境整備に努めます。
- ・海からの眺めを考慮した総合的な景観づくりの推進
- ・海洋レジャーの付加価値のひとつとして、海から眺めても美しい蒲郡のまちなみや自然景観を堪能できるよう総合的な景観形成を促進します。

【主な取組】

- ・ラグーナ蒲郡別荘地の整備の検討
- ・倉舞港海岸環境整備事業

【関連する計画等】

- ・三河港港湾計画
- ・三河港周辺地域産業幹線道路ビジョン
- ・三河港ポートルネッサンス 21 計画
- ・蒲郡インナーハーバー計画

7 河川・排水

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

自然環境に配慮した河川改修により、うるおいとやすらぎを感じられる水辺空間になっています。

豪雨や高潮災害に強いまちになっています。

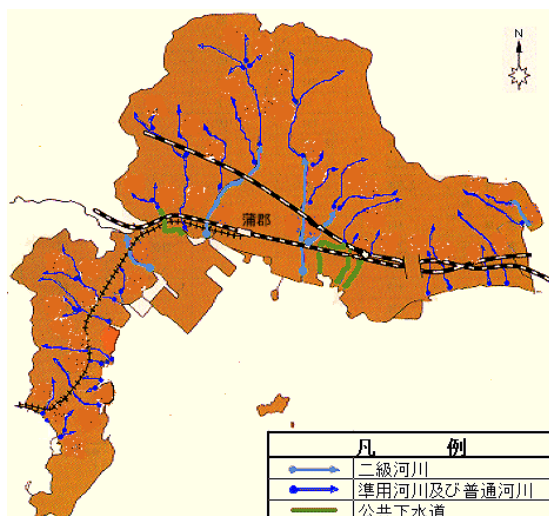
【施策の体系】	
1	準用河川・普通河川の改修の推進
2	二級河川の改修の推進
3	親水性・自然環境に配慮した河川の整備
4	排水施設の整備・拡充
5	浸水対策の推進
	局地的な豪雨への対策 高潮への対策

現状と課題

- ・市内には 42 河川があり、総延長は 59km 余で、市の管理河川では約 93%が改修されています。しかし、そのほとんどが延長 3km 未満の小河川であり、下水道をはじめとする雨水排水施設の整備も進んでいることから、雨水は短時間で海まで流出します。
- ・下水道の下水道法事業認可区域は 1,396ha あり、雨水施設の整備率は約 58%となっています。
- ・土地利用の転換により、雨水の地下浸透量が減り、排水路への流出量が増えています。その結果、下流にあたる既成市街地では、新たな浸水被害が発生するようになっていきます。排水計画を見直し、

- ・実状に合った排水網の整備が求められています。
- ・局所的な豪雨により、家屋の浸水被害が発生しています。被害の防止・軽減対策が求められています。
- ・高潮が河川や排水路を逆のぼることで、付近の家屋が浸水する被害が発生しています。被害の防止・軽減対策が必要です。
- ・近年、河川に対して、単に利水・排水の機能だけでなく、住民利用を重視したうるおいとやすらぎの感じられる水辺空間としての機能が求められています。

河川及び主な公共下水道雨水幹線



落合川の改修イメージ



出展：愛知県

施策の内容

1 準用河川・普通河川の改修の推進

- ・橋梁部など河川の流水断面が小さく、流下能力の不足している区間について、効率的かつ計画的な整備を推進します。

【主な取組】

- ・尺地川河川改修事業
- ・多自然型の河川改修工事

2 二級河川の改修の推進

- ・橋梁部など流下能力が不足している区間について、河川管理者に対して、事業促進を強く要望し、用地取得や物件補償等の問題解決に協力します。

【主な取組】

- ・西田川河川改修事業
改修総延長 1.5km
- ・落合川河川改修事業
改修延長 1.8km

3 親水性・自然環境に配慮した河川の整備

- ・河川改修にあたっては、河川沿いに樹林地を設けるなど、親水性及び自然環境に配慮した川づくりに努めます。
- ・うるおいとやすらぎの感じられる水辺空間を目指して、河川愛護活動など地元住民との連携を図ります。

【主な取組】

- ・落合川親水性護岸整備事業
- ・河川愛護活動
- ・水と緑のネットワーク形成事業

4 排水施設の整備・拡充

- ・土地利用の実状を把握し、これに応じた計画的な排水施設の整備・拡充を推進します。

【主な取組】

- ・下水道事業（雨水）
- ・排水路整備事業
- ・側溝整備事業

5 浸水対策の推進

局地的な豪雨への対策

- ・局地的な豪雨による浸水被害解消のため、公共施設の雨水貯留機能の整備や、遊水池、調整池の活用など関係機関と協力しながら、総合的な対策を推進します。

高潮への対策

- ・排水路へ高潮が逆のぼるのを防止するため、排水路等の最下流部へ高潮対策施設の整備を推進します。

【主な取組】

- ・公共施設雨水貯留機能の整備

- ・高潮対策施設整備事業
ゲート等の設置。

【関連する計画等】

- ・二級河川西田川水系河川整備計画
- ・二級河川落合川水系河川整備計画
- ・蒲郡市下水道下水道法事業認可
- ・緑の基本計画（平成 23 年度～34 年度）

8 消防・救急

【施策の体系】

- | | |
|---|-----------|
| 1 | 防火思想の普及 |
| 2 | 救急体勢の充実強化 |
| 3 | 消防力の充実強化 |
| 4 | 救助体制の充実強化 |
| 5 | 広域連携の強化 |

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

消防本部・消防団・女性防火クラブ・自主防災会が協力し、火災のない安心して暮らせるまちをつくっています。

市民・救急隊・医師との万全の連携により、救命率の高いまちになっています。

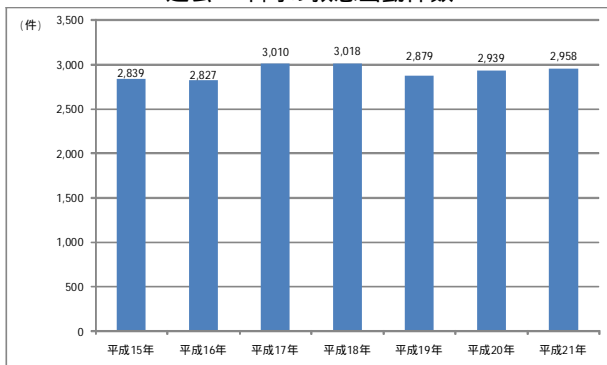
消防力・救助体制の強化により、災害による被害を最小化できるまちになっています。

現状と課題

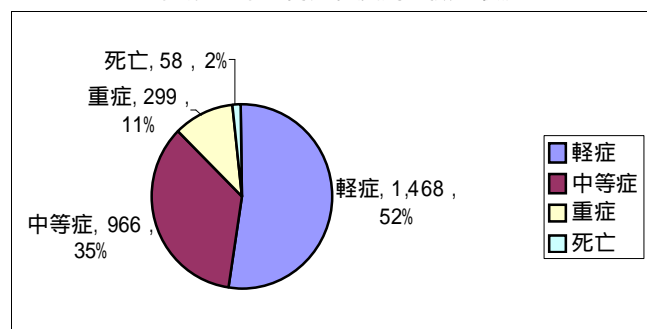
- ・市内の交通渋滞などにより、緊急車両が現場へ到着するまでの時間がかかることが懸念されます。
- ・設置が義務化された住宅用火災警報器の必要性を啓発していくとともに、普及率の向上を図ることが必要です。
- ・常備消防の強化だけでなく、消防団・女性防火クラブ・自主防災会との連携及び協力により防火思想を全市民に普及する必要があります。
- ・救急業務については、救急救命士の養成は基より、気管挿管救命士・薬剤投与救命士の養成に努め、救命率の向上が必要です。
- ・救急車の不適切な要請が増加して問題となっており、適正利用の周知が必要です。

- ・消防庁舎・消防団器具庫の改修はもとより消防車両・救急車両等の更新についても整備計画に基づいた適切な整備が必要です。
- ・火災・救急・救助の現場において、正確かつ迅速な活動ができる資機材の整備及びそれを使用した訓練が必要です。
- ・CPR（心肺蘇生法）、AEDによる電気ショックの普及により、社会復帰の事例が報告されていることから、救急救命講習の必要性の啓発が必要です。
- ・消防団は、結団以来、多くの市民の協力により条例定数を割ることなく、地域防災の向上に寄与しています。

過去7年間の救急出動件数



平成21年 傷病程度別の搬送状況



施策の内容

1 防火思想の普及

- ・火災のない安心して暮らせるまちをつくるため、消防団、女性防火クラブ及び自主防災会に対する防火指導を強化、消防本部と協力し民間企業及び市民参加型の防災訓練を実施し、防火思想の普及を図ります。
- ・既存住宅への住宅用火災警報器の普及を図ります。

【主な取組】

- ・火災予防教育
 - 防災コミュニティコーナーを活用した市民参加の防火教育。
- ・消防団団員研修
- ・地域リーダー育成
 - 自主防災リーダー研修、女性防火クラブ員研修。
- ・一般住宅への防火診断

2 救急体制の充実強化

- ・救急救命士、気管挿管救命士、薬剤投与救命士を養成するとともに、救急隊員の知識、技術の向上を図り、救命率の向上に努めます。
- ・救急体制の強化を図るため、救急車及び資機材を計画的に整備していきます。
- ・救急救命講習を実施し、市民へ救急救命に対する知識・技術の習得及び意識の向上を図ります。

【主な取組】

- ・救急救命講習
 - 救急救命講習を行い、知識・技術は基より、救急車の適正利用についての理解を図ります。

3 消防力の充実強化

- ・災害時の拠点となる消防庁舎、消防団詰所等の整備充実を推進し、消防隊の災害出動等、勤務体制についても万全を期します。
- ・中高層ビル、危険物施設、特殊な火災に対処できるよう、消防車両及び資機材を計画的に整備するとともに、消火栓及び防火水槽等の消防水利施設の充実を図ります。
- ・今後も消防団員の条例定数を確保していきます。

【主な取組】

- ・消防庁舎等整備充実
 - 西部出張所・消防団詰所の整備。
- ・消防車両等整備充実
 - 消防車両・消防資機材の計画的な整備。
- ・消防水利施設の充実
 - 道路整備及び開発行為に対する、適正な消防水利の整備。
- ・消防団の充実強化
 - 消防団員の募集及び、入団者への訓練指導。

4 救助体制の充実強化

- ・救助工作車及び救助資機材の計画的な整備を行います。
- ・救助隊員の知識・技術の向上を図ります。

【主な取組】

- ・救助工作車等整備充実
 - 救助工作車・救助資機材の計画的な整備。
- ・救助隊員育成
 - 救助隊員に積極的に各種講習を受講させ、更なる知識・技術の向上を図ります。

5 広域連携の強化

- ・蒲郡市の消防力のみでは対処困難な災害が発生した場合に備え、ほかの地方公共団体と応援協定を締結し、災害活動の万全を図ります。
- ・大規模・特殊災害に備え、全国の緊急消防援助隊へ登録し、合同訓練に参加して連携に努めます。

【主な取組】

- ・広域的な防災協定
 - 愛知県下広域消防相互応援協定
 - 東三河地区消防相互応援協定
 - など

9 防災

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

行政・地域・事業者が連携し、防災・減災に取り組む社会となっています。

市民の生命・財産を守るため災害に強いまちとなっています。

【施策の体系】

1	防災・減災意識の向上
2	地域防災体制の強化
3	防災体制の強化 広域防災体制の確保 庁内体制の充実
4	防災施設の整備

現状と課題

- ・昭和 20 年に三河地震、昭和 34 年には伊勢湾台風、近年においては平成 20 年のゲリラ豪雨、平成 21 年の台風 18 号などの災害に見舞われ、甚大な被害を受けてきました。
- ・本市は平成 14 年に、今後 30 年以内に 87% の確率で発生すると予想される東海地震の強化地域に指定されました。また過去に起きた地震から、東海地震、東南海・南海地震が連動して発生することも推測され、連動で発生すれば甚大な被害が予想されます。
- ・本市は、市域が長い海岸線と三方を山で囲まれているため、台風による高潮、地震による津波、豪雨による土砂災害などの各種災害による被害が懸念されます。
- ・ハザードマップの作成、避難所として指定した小中学校の体育館の耐震化、防災行政ラジオの導入などの事業を実施し、災害に対する市民の安全確保に努めてきました。
- ・発災時において行政自身も被災する可能性が高いため、業務が長時間中断するなど、市民生活及び経済活動に大きな支障を生じる可能性があります。このため行政は発災時においては速やかに動ける体制づくりが必要となります。また市民・事業者においては、行政の支援（公助）に頼るだけでなく、自分の身は自分で守り（自助）、お互いに助け合うこと（共助）が重要となります。

蒲郡市の主な被害予測

		東海地震	東南海地震	東海・東南海地震連動
建物被害	全壊棟数	約90棟	約270棟	約320棟
	半壊棟数	約280棟	約1,600棟	約1,900棟
人的被害 (冬早朝5時)	死者数	若干人	約20人	約20人
	負傷者数	約40人	約310人	約390人
避難所生活者数 (1日後)		約350人	約3,700人	約5,700人
帰宅困難者 (突発時)		約9,000人	約9,000人	約9,000人

出典：「愛知県東海地震、東南海地震等被害予測調査報告書」(平成 15 年 3 月)

施策の内容

1 防災・減災意識の向上

- ・災害に対する事前の備えや被災時において慌てず対処するために市民、事業者に対し防災・減災知識の普及に努めます。
- ・市民には住宅耐震診断だけでなく、住宅耐震化を実施するように啓発に努めます。
- ・事業者には被災後早期に事業を復旧するために事業継続計画の作成指導に努めます。
- ・日本語能力が十分でない外国人に対し、多言語による情報提供を図ります。

【主な取組】

- ・住宅耐震診断の促進
- ・事業継続計画の策定指導
- ・多言語ガイドブックの作成
- ・家具転倒防止器具設置事業

2 地域防災体制の強化

- ・自主防災組織の訓練において、避難所運営や災害時要援護者対策を盛り込んだ各種災害を想定した訓練実施に努めます。
- ・地域の自主防災組織において活動の中心となる防災リーダーの育成に努めます。
- ・被災時にボランティアの調整役となるボランティアコーディネーターの支援、育成に努めます。
- ・障がい者や高齢者などの災害時における要援護者の非難支援体制の整備に努めます。

【主な取組】

- ・市民総ぐるみ防災訓練
- ・防災リーダーの育成
- ・ボランティアコーディネーターの育成
- ・災害時要援護者避難支援体制マニュアルの作成

3 防災体制の強化

広域防災体制の確保

- ・災害被害を軽減するため市民、事業者と連携して各種対策に取り組んでいきます。また県をはじめ公共機関相互の広域的な連携強化を推進します。

庁内体制の充実

- ・現状を速やかに分析し、予防、応急対策、復旧活動に即応する体制づくりを推進します。
- ・市民の生命・財産を守り社会経済活動等の維持を図るために、被災時において必要不可欠な業務を継続できる体制づくりを進めます。
- ・災害時に情報を素早く的確に収集し、あらゆる手段を用いて市民に伝えることができる体制を目指します。

【主な取組】

- ・地域防災計画の見直し
- ・業務継続計画の策定
- ・樋門、防潮扉の操作体制の整備

4 防災施設の整備

- ・地震発生時における被害を最小限にするため、公共施設の耐震化を推進します。
- ・急傾斜地崩壊危険区域の整備を強く県に要望し、また河川・海岸の保全等は国・県などと連携を図りながら推進します。
- ・避難所、防災倉庫等に備える支援物資、資機材の充実を目指します。
- ・公園などの公共施設整備にあたり、防災機能を有した施設整備を推進します。

【主な取組】

- ・公共施設耐震化計画の策定

【関連する計画等】

- ・蒲郡市地域防災計画
- ・蒲郡市水防計画
- ・蒲郡市津波避難計画
- ・蒲郡市地域福祉計画（平成23年～平成27年度）

10 防犯

【施策の体系】

1	防犯意識の向上
2	犯罪の起きない生活環境づくり
3	地域との連携による犯罪の防止

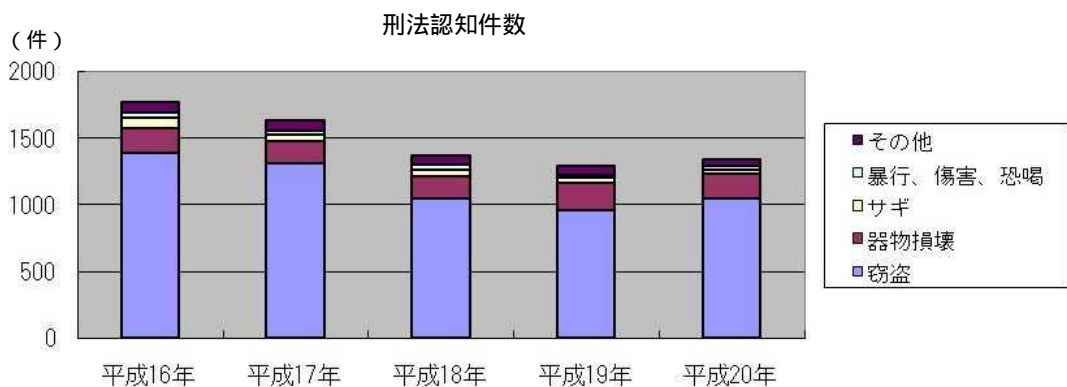
施策が目指す蒲郡市の将来の姿

犯罪が少ない誰もが安心して暮らせる安全なまちとなっています。

住民同士の信頼に基づく地域活動で安心して暮らせる地域社会となっています。

現状と課題

- ・ 真に豊かで活力ある社会を構築するためには、その前提として市民の安全と安心を確保していくことが重要です。このため人命尊重の理念に基づき犯罪がもたらす大きな社会的・経済的・心理的損失を防ぐため、誰もが安心して暮らせる安全なまちをつくらなければなりません。
- ・ 本市では平成 15 年に「蒲郡市なくそう犯罪安全なまちづくり推進条例」を制定し、市民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んでいます。
- ・ 警察、地域等が連携した様々な取り組みにより、近年本市において犯罪は減少傾向にあります。社会情勢の悪化等の要因により今後犯罪の増加が懸念されます。
- ・ また近年の犯罪傾向から子ども、女性、高齢者等の犯罪弱者対策、日本語能力が十分でない外国人が安心して暮らせるための支援対策が必要となっています。
- ・ 犯罪の多くは各々が危険を意識することで未然に防ぐことができます。市民がこれらを自らの問題としてとらえ「犯罪を起こさない」、「犯罪にあわない」、「犯罪を見逃さない」という意識を再確認する必要があります。
- ・ 安心して暮らすことができるまちをつくるためには、地域住民の自主的な取り組みが、より一層重要となってきます。



施策の内容

1 防犯意識の向上

- ・各年代、性別に応じた防犯教室を開催し、「犯罪にあわない」、「犯罪を起こさせない」、「犯罪を見逃さない」といった防犯の知識の普及を推進します。
- ・警察と協力して市民が事故・犯罪に巻き込まれないように情報提供に努めます。
- ・日本語能力が十分でない外国人に対し、多言語による情報提供の充実を図ります。

【主な取組】

- ・防犯教室の開催
- ・メール配信事業
- ・多言語 HP による情報提供
- ・多言語ガイドブックの作成

2 犯罪の起きない生活環境づくり

- ・道路、公園、広場等の公共の場所において、犯罪の防止に配慮した施設の整備・管理を推進します。
- ・犯罪の起こりにくい環境をつくるため市民・事業者が所有する施設に対しても、犯罪の防止に考慮した施設の整備・管理の指導に努めます。
- ・青少年にとって有害な環境を排除し、社会環境の浄化を図ります。

【主な取組】

- ・防犯灯設置事業
- ・防犯カメラ設置事業
- ・青少年健全育成協力店指定事業

3 地域との連携による犯罪の防止

- ・犯罪を起こさせない地域づくりをすすめるため、地域と連携し、地域住民による啓発・広報等の安全活動を支援します。
- ・地域の防犯力を高めるため自主防犯団体による地域のパトロール活動を支援します。

【主な取組】

- ・青色回転灯防犯パトロール事業
- ・地域ふれあい活動
- ・こども 110 番事業
- ・スクールガード事業
- ・補導員活動

【関連する計画等】

- ・蒲郡市なくそう犯罪安全なまちづくり推進条例

1 1 交通安全

【施策の体系】

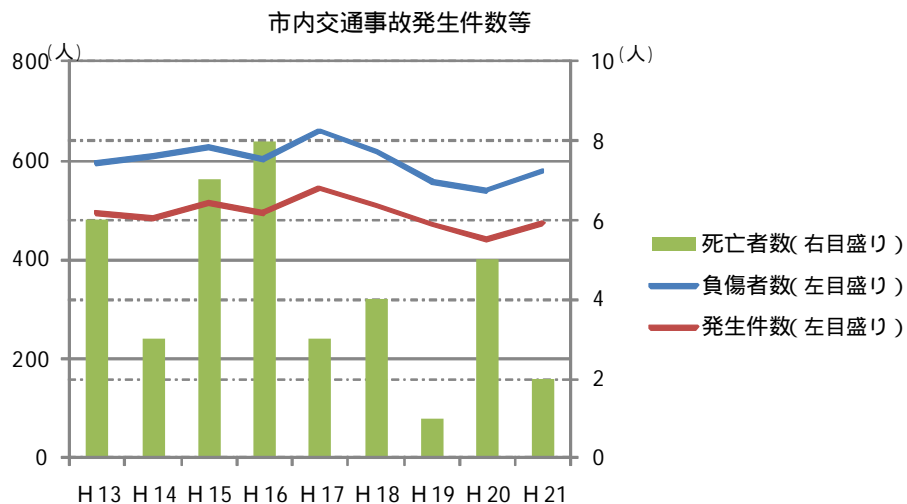
1	交通安全思想の普及
2	安全な道路環境の整備
3	地域との連携による交通事故の防止

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

交通事故が少ない誰もが安心して暮らせる安全なまちとなっています。

現状と課題

- ・交通事故は、一瞬にして人の幸せを奪い、不幸のどん底に突き落とす重大な犯罪であり、交通安全の確保は、市民の安全かつ快適な生活実現の基本です。このため本市では、昭和 36 年に「交通安全都市宣言」を宣言し、警察・地域等と連携し交通安全の啓発活動、良好な道路環境の確保等を行い、交通事故の根絶に努めてきています。
- ・警察、地域と連携した様々な取組により、近年交通事故は緩やかな減少傾向にあります。今後国道 23 号、247 号の整備により市内の交通環境が変化し、それに伴う事故の増加が懸念されます。また外国人の定住化傾向の進展に伴い、外国人が当事者となる事故の増加も懸念されます。
- ・近年全国の傾向として高齢者の事故、歩行中・自転車乗車中の事故、生活道路（市町村道）での事故が問題となっていますが、本市も例外ではありません。特に今後高齢化社会を向かえることから高齢者の事故防止対策は重要となります。
- ・今後少子・高齢化が進展していくなかで、交通事故防止のためにユニバーサルデザインの考え方にに基づき誰もが安心して利用できる安全・快適な道路交通環境を整備する必要があります。
- ・交通事故の多くは各々が危険を意識することで未然に防げるものです。市民がこれらを自らの問題としてとらえ「交通事故を起こさない」、「交通事故にあわない」という意識を再確認する必要があります。
- ・道路交通の安全確保のため交通安全施設の整備は重要ですが、今後は整備だけでなく老朽化した施設の維持管理が必要となってきます。このため各種対策の推進と既存施設の計画的な更新に充てる費用を限られた予算の中で適切に配分していく必要があります。



施策の内容

1 交通安全思想の普及

- ・ 幼児から高齢者までの各世代別や職域に応じた交通安全教室を開催し、「交通事故を起こさない」、「交通事故にあわない」といった交通安全に関する知識の普及に努めます。
- ・ 広報活動を積極的に行い、広く市民に交通安全思想の普及に努めます。また日本語能力が十分でない外国人に対し、多言語による情報提供の充実を図ります。

【主な取組】

- ・ 交通安全教室の開催
- ・ 交通安全市民運動の実施
- ・ 多言語 HP による情報提供
- ・ 多言語ガイドブックの作成
- ・ 交通指導員設置事業

2 安全な道路環境の整備

- ・ 道路新設事業に伴い、警察、地域と連携し事前に有効な安全策を施し交通事故の防止に努めます。また事故が集中する箇所については、事故分析に基づく防止対策を実施します。
- ・ 歩行者優先の考えの下、少子高齢化社会の進展を踏まえ、歩道のバリアフリー化、通学路の安全の確保などの生活道路対策の推進を図ります。
- ・ 施設の状態を定期的に点検し、重大な事故が発生する前に速やかに対策を講じていきます。

【主な取組】

- ・ 交通安全施設整備事業
 - 道路照明灯
 - 道路反射鏡
 - カラー舗装
 - イメージ旗布
 - ガードパイプ

3 地域との連携による交通事故の防止

- ・ 地域主催の交通安全教室・キャンペーン等の啓発・広報活動を支援します。
- ・ 道路の安全確保のため地域住民と連携し、交通安全施設等の点検を行い、道路交通環境の改善に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 交通安全市民運動の実施
- ・ スクールガード事業
- ・ 交通安全地区推進協議会活動の支援

【関連する計画等】

- ・ 蒲郡市交通安全条例

